

事業主の皆さまへ給与支払報告書(平成21年分) の提出についてお早めの提出をお願いします

前年中に、給与・賞与等の支払いをした事業所は、受給者が1月1日現在で居住している市町村に給与支払報告書を提出していただくことになっています。



■提出期限:2月1日(月)

- 「総括表」と「個人別明細書②」を一緒に提出してください。
- 特別徴収と普通徴収の間に仕切紙などを入れるか、個人別明細書摘要欄に徴収区分を記載するなどして特別徴収と普通徴収を明確に分けてください。
- 新たに特別徴収を希望する場合は、右下の「21年度分の特別徴収義務者指定番号」の欄に朱書きで「**特別徴収希望**」と記載してください。
- 提出・問合せ:仙北市税務課 市民税係 TEL(43)1117

住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)について

所得税の住宅ローン控除を受けている方で、平成11年から平成18年の間に入居された方は、税源移譲の影響により所得税から控除しきれなくなった額がある場合、市・県民税(住民税)の所得割から控除できます。

また、新たに国の生活対策の一環として、平成21年から平成25年までに入居された方についても、所得税から控除しきれない額がある場合は、市・県民税(住民税)の所得割から控除できるようになりました。

なお、平成19・20年に入居された方については、所得税で控除期間を15年に延長する特例の選択が設けられているため、市・県民税からの住宅ローン控除の対象にはなりません。

■申告方法:

平成22年申告から市・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出が原則不要になりました。

※ただし、山林所得、退職所得または変動所得・臨時所得を確定申告する方で市・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書を提出される方は、今までどおり市役所へ申告書を提出する必要があります。

1. 勤務先で年末調整を行い、所得税の確定申告をしない方

平成21年度分までは、市・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書を提出する必要がありましたが、平成22年度分からは提出が不要になりました。控除額の計算は、勤務先事業所が毎年1月31日までに市町村へ提出する給与支払報告書の記載内容をもとに行います。

2. 所得税の確定申告をする方

平成21年度分までは所得税の確定申告書とともに市・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書を提出する必要がありましたが、平成22年度分からは提出が原則不要になりました。控除額の計算は、確定申告書の記載内容をもとに行います。

秋田地方裁判所 大曲支部の不動産競売

第1回(閲覧開始中)

入札期間:1月20日(水)~27日(水)

物件情報については、閲覧開始日から秋田地方裁判所大曲支部1階「物件明細書等閲覧コーナー」のほか、インターネット(BITサイト)でも閲覧できます。

■問合せ:秋田地方裁判所大曲支部
不動産執行係

TEL0187(63)2033

BIT(不動産競売物件情報)サイト

【パソコンから】<http://bit.sikkou.jp/>

【携帯電話から】

<http://bit.sikkou.jp/k/>

「夜間納税窓口」の開設

日中、仕事などで税金を納めることができない方のために、夜間納税窓口を開設します。

また、諸事情により納期限までに税金を納めることが困難な方のために納税相談窓口も併せて開設しますのでお気軽にご来庁ください。

平成22年2月1日納期限の税目は国民健康保険税第7期、後期高齢者医療保険料(普通徴収)第7期です。口座振替日も納期限日と同日ですので、前日までに残高をご確認くださいようお願いいたします。

■開設日時:1月29日(金)

17時15分~19時

※開設時間内にご都合がつかない場合は、事前にご連絡ください。

■場所:(正面玄関よりお入りください)

【田沢湖庁舎】税務課

【角館・西木庁舎】総合窓口課

■問合せ:仙北市税務課 納税係

TEL(43)1117

※多重債務に関する相談も随時行っておりますので、ご遠慮なく来庁又はご連絡ください。